

構造改革特別区域計画書

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

浄法寺町

2. 構造改革特別区域の名称

浄法寺ふるさと再生特区

3. 構造改革特別区域の範囲

浄法寺町全域

4. 構造改革特別区域の特性

浄法寺といえば「天台寺」と言われるように奈良時代に建設されたと伝えられる古いお寺がある。昔から観音の霊場であり、古代最北の仏教文化の中心地として天台寺と一緒に浄法寺町も栄えてきた。その中でもうるしを施した浄法寺塗の漆器が天台寺の僧侶達の日常生活で使われていたものが、自然と檀家や周辺の農民へと広がり、「ごき」と呼ばれ庶民の御椀として使われていた。

その漆器で飲む「どぶろく」の味が格別であり、遠来から訪れはお客に振る舞い、とても喜ばれたものであったと語り継がれている。

(1) 地勢

本町は、岩手県の北西部の奥羽山系北端部に位置し、東西に約 14km、南北に約 15km の町域を有し、県都盛岡市まで約 75km、八戸市まで 65km の距離に有り、北は青森県田子町、東は二戸市、西は安代町、南は一戸町にそれぞれ隣接している。標高 200m から 400m の丘陵地帯がその大部分であり、豊かな自然に恵まれた地域である。

面積は、179.70 平方キロメートルで、このうち耕地面積が 15% であり、78% が山林原野である。町の中心部を南西から北東に横切る安比川が流れ、これに注ぐ岡本川をはじめ 7 本の支流沿いに平坦地をなし、集落を形成している。

(2) 気候と人口

気候は、年平均気温で 9.9 、年間降水量は平均 785 mm、年間日照時間は 2,000 時間弱である。降雪は 11 月上旬にあり、12 月中旬頃から 4 月の月上旬頃までが積雪期間であり、1 年の 3 分の 1 以上は雪に閉ざされる。

人口は、昭和 30 年の 9,126 人をピークに、その後は平成 7 年の国勢調査では 5,737 人、平成 12 年では 5,425 人、平成 15 年では 5,215 人と年々減少の傾向にある。これは、生産人口年齢者の減少による出生率の低下と若年労働者層の町外

流失によるものであり、少子高齢化が進行し、高齢化率は29%と上昇の一途をたどっている。

(3) 産業の動向

産業は、第一次産業が43.4%、第二次産業が24.8%、第三次産業が31.8%となっており、葉たばこを中心とした複合経営を推進している。農業粗生産額は平成5年は32.5億円、平成10年は41億円、平成13年では45億円と横ばい状態が続いている。

(4) まちづくり

平成17年度を目標年次とした浄法寺町総合発展計画の基本構想では、自然環境、健康・福祉、観光を重視するまちづくりの意向を受けて、「うるわしのジャパン共和国・浄法寺 微笑みのまち構想21」を町の将来像として定め、人間と自然がとけあったまち、住む人々のすべてが健康で、豊かで、生きがいと創造に満ちた生活が営めるまちづくりを推進してきた。

そこで、稲庭高原周辺を活動拠点と位置づけ、稲庭交流センターやキャンプ場・農村公園などを整備し、自然の散策やブナの植樹、そして、稲庭登山マラソンなど自然を満喫できるメニューづくり、うるし掻きやうるし塗り、ハンカチやコースターの漆染め体験活動や学習活動により、都市住民が地元住民との交流に求めている内容の充実を図るとともに、交流活動による人づくり・まちづくりが推進されるよう努めている。

また、天台寺や稲庭高原風力発電所に観光客の誘客を図り、風力発電などによる自然エネルギーの供給基地づくりを目指し、エネルギービジョンの策定を現在進めているところである。

5. 構造改革特別区域の意義

当町に訪れる観光客の大半は、天台寺「瀬戸内寂聴の法話」が目的で来ている観光客と言っても過言ではないほど依存度が高かったが、平成13年に稲庭高原に風力発電が建設、そして、山麓ふもとに稲庭交流センターがオープンしてから稲庭岳登山やブナの原生林の散策、山野草の研究活動など自然と触れ合うことを目的に訪れる観光客が増えてきている。このような状況を踏まえて、当町としてのグリーンツーリズムを推進するべく、都会に居住する出身者や都市住民にふるさとの大自然を体験させるふるさと山学校。ブナ原生林のトレッキング、ボランティア活動によるブナの植林活動や農地を持たない人で農業を営みたいと希望している方に、実習田を提供して田植えや稲刈りなどの体験学習、遊休農地を利用して野菜などの作付けを行なえるように、ミニ農園の貸付など様々な事業を実施している。

また、住民主導で都市の親子を対象に炭焼き体験や水車小屋で粉挽きをして昔ながらの郷土料理づくりなどをメインに交流活動が活発に行われている地区もある。

このようなことから農家民宿等を活用し、都市住民との交流を活発にすることにより地域の活性化や経済の活性化を図るべく、本構造改革特別区域の認定により郷土色を生かした山のもの、川のもの、畑のものに「濁酒」という新たな食材を取り入れた、郷土料理の開発と田舎ならではの「暖かいもてなしの心」と地場製品の消費拡大により、農村の活性化を図ろうとするものである。

6. 構造改革特別区域の目標

グリーン・ツーリズムの推進を図ることを目的に稲庭交流センターや農村公園を拠点にして、農家民宿などに滞在しながら自然と触れ合う体験活動や農林業の作業体験活動を通じて、都市住民と地元住民の交流が活発になることにより、人と人の交流、物と物との交流に発展させていく。

また、天台寺を訪れた観光客を対象に「うるし」に親しむ企画をメニュー化し、滴生舎でお椀への絵付けやハンカチのうるし染め、うるしの掻き子体験学習などにより、地域の資源を有効活用するとともに地域における地場製品の消費拡大や販路の拡充を図る。

さらに、稲庭高原風力発電所とタイアップを図り、自然エネルギーの学習や環境保全のための体験学習や農家民宿を利用してもてなすことにより、観光客のリピーターの増加を図りながら、自然の中で「ゆとり」を持って安心した生活ができる環境づくりと「田舎の素朴さ」を体感させることによりふるさとの魅力を再認識してもらう。こうしたグリーン・ツーリズムの構築とともに、日帰りで訪れた観光客を滞在型への転換に合わせて、天台寺周辺や稲庭高原山麓の農業者が新規に農家民宿や農家レストラン等の開業を促すために「農家民宿における簡易な消防設備等の容認（NO407）」や法人等で新規に体験交流を含めた農業参入を希望している者のために「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸し付け（NO1001）」を適宜追加していきたい。

このような施策を実現することにより、都市住民が農山村の生活体験や農林業を体験することで、理解と関心を高め、交流・連携を活発にし、浄法寺町のイメージ向上を図り、観光客のリピーター化の増進に努め、地域経済の活性化に寄与することを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区計画を実施することにより、地元住民に「もてなしの心」で観光客を迎えるという意識改革を図り、都市住民と地元住民が「人と人との交流」のほかに「心と心の交流」が活発に進められるようになれば、交流人口の拡大が図られ観光客の増加が見込まれると共に、リピーターの増加につながり観光の収入源が増えることが見込まれる。

については、天台寺を初めとする当町に訪れる観光客の集客が増加すれば、地元で生産される農産物の消費拡大が望め、地場産業の活性化が推進されるとともに、農家民宿等で自家製造することにより米の自家消費拡大が図られ、さらには、米の付加価値が高まり、農家の副収入としての定着が見込まれる。

表 1 経済的社会的効果の指標

○観光客入込数

(単位 人)

項 目	平成14年度実績	平成15年度目標	平成19年度目標
宿泊客数	4,346	5,000	6,000
日帰り客数	110,973	120,000	140,000

資料：岩手県観光統計概要

観光消費額

(単位 千円)

項 目	平成14年度実績	平成15年度目標	平成19年度目標
宿 泊	56,272	64,740	77,688
日帰り	1,049,583	1,134,960	1,324,120

資料：岩手県観光統計概要 平均単価 宿泊：12,948円 日帰り：9,458円

所得の向上

(単位 万円)

項 目	平成14年度実績	平成15年度目標	平成19年度目標
農家1戸あたりの所得	210	220	250
農業純生産額	226,500	230,000	250,000

資料：岩手農林水産統計

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① ふるさと山学校による交流事業。

都会住民に稲庭岳のトレッキングや小川での魚のつかみ取りやかぶと虫・せみやほたるの採取活動を通して、自然の中での体験や遊休農地などを活用し、田植えから収穫まで1年間農作業に携わる体験活動を行う。

また、漆染め体験や漆器への絵付け、わら細工づくり、そして冬の大自然と雪のパノラマが体感できるそりに乗って滑り降りる大滑走やかまくらづくりなど地域

の特性を生かした内容の体験プログラムの構築を図る。

② 特産品開発と産直物産によるもてなし。

人と人との交流が活発化することにより、物と物との交流が期待される。産直施設であるキッチンガーデンやママ直センターなど地元で収穫された農産物で郷土料理のメニューを「食の匠」のおかあさん達が開発し、農家民宿等に提供する。

特区内で開催されるイベントとのタイアップ

都市住民に稲庭高原まつりや登山マラソン・スノーフェスティバル・雪上そり大滑走など自然体験イベントに参加。大自然を満喫するとともに訪れた観光客に農家民宿等でもてなすことにより、地域文化や郷土の食文化に接しながら地元住民との交流を図ることでリピーターの増加を図る。

田園の景観づくり

農地の景観を保つために、ボランティアや耕作者が田畑の畦畔や農村公園などの草刈や遊休農地の手入れなどにより、都会住民のこころを癒し、疲れた気持ちに活力を沸き起こさせるような田園風景を復活させるとともに、地域住民に共同作業により、耕作農地の遊休化を未然に防ぐ意識を植え付ける。

新規農家民宿等の開業者及び法人等による農業への新規参入の支援

構造改革特区の進展により、将来は農業者による新規農家民宿等の開業や法人等による新規農業参入の希望が増加することが期待される。

よって、将来的にこのような需要が発生することが考えられることにもない、「農家民宿における簡易な消防設備等の容認（NO407）」や「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸し付け（NO1001）」の特例措置を今後、追加することで実施主体が容易に、新規の事業展開ができるように支援する。

(別紙)

1. 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で濁酒の製造をしようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

農山村滞在型余暇活動（主なものとして都市住民が余暇時間を利用して農山村に滞在しながら農業体験やその他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、農家民宿や農家レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用する業（旅館、料理飲食店など）を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供するため、当該特区計画において本事業の実施主体が当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合は、酒税法第7条第2項の規定は適用しない。

5. 当該規制の特別措置の内容

全国各地の農山漁村地域で推進されているグリーン・ツーリズムを当町で展開していくために、浄法寺町民の素朴で純粋な町民性を生かして、都市住民が田舎の暮らしに求めている「真心があって、親切に、暖かくもてなしてくれる」と思い描いている希望を大切に、地域に伝わる郷土料理などの食文化によるもてなしの心により、地元住民と都市住民との交流が活発に行われるようになれば、新たなグリーン・ツーリズムの展開が期待される。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることが可能となることから、農村地域における新たな起業実施の促進を図るうえでも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者とし

て必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となり、受ける義務が生じてくる。